

○中部地整管内の道路附属物等の点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は118箇所（9%）、また、判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は649箇所（51%）

<平成29年度管理者別点検結果(道路附属物等)>

[中部地整管内(長野県除く)]

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	1,827	385	99	247	39	0
高速道路会社	1,568	327	162	162	3	0
県・公社	1,857	291	169	97	25	0
市町村	1,008	271	77	143	51	0
合計	6,260	1,274	507	649	118	0

※ H30.3月末時点